

京都市教育委員会教育長訓令甲第4号

事務局

京都市教育委員会事務局事務分掌細則の一部を次のように改正する。

平成19年9月28日

京都市教育委員会

教育長 門川大作

第2条指導部の款学校指導課の項を次のように改める。

学校指導課

- (1) 学校教育に係る企画及び立案並びに連絡調整に関する事。
- (2) 学校教育に係る重要な事務事業の調査及び研究に関する事。
- (3) 幼稚園教育、小学校教育、中学校教育及び高等学校教育に関する事。
- (4) 学校教育活動の振興に関する事。
- (5) 高等学校の通学区域の設定及び変更に関する事。
- (6) 公立高等学校入学者選抜事務に関する事。
- (7) 英語教育外国人指導員に関する事。
- (8) 教育団体の教育活動の振興に関する事。
- (9) 人権教育に係る企画及び立案並びに連絡調整に関する事。
- (10) 人権教育に係る事業の実施に関する事。
- (11) 京都市コミュニティセンター条例第1条第3項第4号に規定する学習施設（以下「学習施設」という。）の運営に関する事。
- (12) 教育機関との連絡調整に関する事。
- (13) 部内及び課内庶務に関する事。
- (14) 小中一貫教育推進室及び音楽高校改革推進・建設室の物品会計事務に関する事。

### 指導主事室

- (1) 学校運営の指導に関する事。
- (2) 教育課程に係る基準の設定及び指導に関する事。
- (3) 教科用図書採択その他教材の使用に係る指導に関する事。
- (4) 教育評価に係る指導に関する事。
- (5) 進路指導に関する事。
- (6) 総合教育センターの行う研修その他の事業の援助に関する事。
- (7) 学校教育活動の指導に係る連絡調整に関する事。
- (8) 人権教育に係る指導に関する事。
- (9) 学習施設の管理及び同施設における事業の実施及び指導に関する事。
- (10) 他の課等の所管に属さない学校教育活動の指導に関する事。

### 京都こどもモノづくり事業企画推進室

- (1) 京都こどもモノづくり事業に係る企画及び調査並びに関係機関との連絡調整に関する事。
- (2) 京都こどもモノづくり事業に係る施設整備に関する事。

第2条指導部の款学校指導課の項の次に次の1項を加える。

### 小中一貫教育推進室

- (1) 小中一貫教育の推進に係る企画及び立案に関する事。
- (2) 小中一貫教育の推進に係る調査及び研究に関する事。
- (3) 小中一貫教育の推進に係る学校及び関係機関との連絡調整に関する事。

### 附 則

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)